

生活困窮者家計相談支援事業実施要綱

平成28年4月1日施行

(目的)

第1条 本事業は、生活困窮者自立支援法に基づき、家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、ともに家計の状況を明らかにして、生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言等を行うことにより、生活困窮者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されるよう支援することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は八王子市とする。

(事業の実施)

第3条 本事業の全部または一部を、適切な運営ができると認められる事業者に業務を委託することができる。

(事業の対象者)

第4条 家計相談支援事業の対象者は、市内に居住する生活困窮者自立支援法第2条に定義される生活困窮者とし、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの(以下「対象者」という。)とする。

- (1) 失業、多重債務等により、支援を受けることが適当と判断される者
- (2) 家計収支のバランスが崩れ、家計収支の改善や家計を管理する能力を高める支援を受けることが適当と判断される者

(事業内容)

第5条 本事業における支援内容は、次に定めるものとする。

- (1) 対象者自身による家計における課題発見にかかわる支援
- (2) 家計における目標を設定し、家計の再生に向けての支援
- (3) 対象者自ら家計管理を続けていくことの支援
- (4) その他市長が必要と認める支援

(支援の実施期間)

第6条 支援の実施期間1期は、1年を超えない期間とする。また、実施期間の継続については最大4期までとし、原則として全ての期を合計しても1年を超えないものとする。

(留意事項)

第7条 事業の実施に当たっては、家計相談支援事業の運営の手引き(平成26年4月22日厚生労働省発出)に基づき実施する。

(個人情報保護)

第8条 事業に従事する者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならない。また事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

(補則)

第9条 事業の実施について必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。